

## Mental Healing Academy Faith 規約

### 【受講上の規約】

#### 【レッスン及びコースについて】

- ・レッスンは、プライベート又は少人数レッスンです。
- ・レッスンは、完全予約制です。
- ・レッスン予約後のキャンセル料は2日前までは無料、前日キャンセルは受講料の半額、当日キャンセルは受講料の全額をお支払い頂きます。
- ・レッスンには配布されたテキスト、筆記用具をご持参下さい。受講に必要なテキストはこちらでご用意します。
- ・万が一、Mental Healing Academy Faith メンタルヒーリングアカデミーフェイス(以下 MHAF 又はアカデミーと表記)側の事情によりレッスンスケジュールが変更になった場合は直ちにご連絡致します。振り替えレッスンについては受講者と相談の上決定いたします。
- ・レッスン受講中の録画・録音は、アカデミーの許可がない限り認められません。
- ・レッスンはアカデミーのカリキュラムに沿って行われます。内容や時限数、料金などは随時変更する場合がございます。コース修了者にはディプロマが発行されます。
- ・レッスン最後の試験で一定の基準を満たした場合のみ、次のレベルへ進むことが出来ます。実技、筆記どちらも80点以上満たした上で合格とし、どちらか、あるいは両方が基準に満たない場合は追試または追加講座(講師の判断、あるいは双方の相談了解の上決定)とします。
- ・コースは決められた順序でのみ受講できます。他スクールとの単位交換は出来かねます。
- ・コース修了後。希望者は TBT(トップセラピスト協会)に入会し、認定を受けることもできます。

#### 【教材等の著作権について】

- ・テキスト等の扱いには十分注意し、むやみに第三者に見せたり、第三者の手に渡らないようにして下さい。
- ・テキスト・パンフレット・CD・DVD・授業内容、その他印刷物などアカデミーから提供されたものの全ての権利はアカデミーに属します。よってアカデミーの事前許可を得ずして、複製及び転載することは禁じられています。その他アカデミーの教材を使用する、レッスン修了者による書物等の出版・講座開講等についても、事前に内容を明記したうえでアカデミーの許可を取ることを必要とします。
- ・受講者が教材等の著作権を侵害した時は、アカデミーが提示し発行する内容証明つき請求書の金額をアカデミーの指定する口座に振込みにて支払うものとします。その場合、振込手数料は受講者の負担とします。

#### 【罰則規定及び免責事項について】

- ・アカデミーにより、受講にふさわしくない(度重なるレッスンのキャンセル、アカデミーまたは講師への誹謗・中傷をする者、好ましくない授業態度を取る者、その他アカデミーがふさわしくないとする者)と判断された者、及び各コースのレベルに満たないと判断された者は、以降のレッスンの受講をご遠慮していただきます。判断はアカデミー本部が下し、アカデミー幹部と本人との面談で折衝します。
- ・セラピストとしてセラピーを行う際は、遵守義務と規約に則りすべて受講者本人の責任において行っていただきます。その他卒業後に行う活動の全てについても同様とします。MHAF や TBT 及び関連する個人や法人は、受講者が行う全ての行為について一切の責任や義務は負わないものとします。

#### 【授業料について】

- ・授業料は、受講当日に受講する分の受講料を現金でお支払い頂きます。
- ・授業料等全ての領収書は再発行いたしかねますので、受講者の責任で大切に保管して下さい。
- ・ヒプノセラピスト養成講座各種の修了認定を受ける場合、有効期限内にコースを修了することが必要です。(Basic は受講初日より1年間、Advance は Basic 初日より2年間、Master は Basic 初日より3年間)
- ・既に受講を終えた分の授業料の返金はいたしません。

### 【コース修了後の規約】

コース修了後、個人又はサロンでヒプノセラピーを行う際、以下の条項を厳守することとします。

- ・クライアントへの説明を明確にし、道徳的・法的範囲でセラピーを行うものとする。
- ・セラピストの力の範囲でセラピーを行うものとする。
- ・クライアントの意志を尊重し、セラピーの方向性・セッション回数などを決定する。
- ・個人情報の秘密を厳守し、その旨をクライアントへも明らかにする。ただし、クライアントが書面にて情報の開示の意志を明らかにしている場合、クライアントの生命に関わる場合、法的な力によって開示すべき場合には例外として情報を開示することとする。
- ・セラピー前に、クライアントに利用条件を明らかにし、承諾の自筆サインを必要とする。
- ・医師の診断・投薬を受けているクライアントには、必ず担当医からの許可証を提出させる。
- ・その場合、ヒプノセラピーは医療行為ではないことを明らかにし、個人的判断で医療行為を止めることのないように説明する。
- ・精神病の診断を受けているクライアントに対しては、医師等の特別な国家資格を有する者のみがセラピーを行うことが出来る。
- ・ヒプノセラピスト本人が心身ともに健康である場合に、セラピーを行うことが出来る。
- ・セラピストの知識や技術を越える要求に対しては、これに応じない。
- ・ヒプノセラピーを、クライアントの心身の問題を改善させるべく正しく使用することとする。
- ・セラピーを行う際には、安全にそして適切にヒプノセラピーを行うことの出来る環境に配慮する。
- ・セラピーの録音及び録画に関しては、クライアントの許可を必要とする。これらの記録は、クライアントの了解なしには第三者に開示できない。また、保管に関しては十分な配慮と秘密の厳守が要求される。
- ・未成年者がセラピーを受ける場合、必ず本人の承諾と保護者の許可を書面にて必要とする。しかし、セラピーの個人情報については、クライアントが未成年者であっても、本人の許可なしには保護者や第三者に漏らすことはない。
- ・コース修了後に行うセラピー及び個人的活動は全て自分自身で責任を負うものとする。よって MHAF や TBT 及び関連する個人や法人は一切関知しないものとする。

### 【ヒプノアドバイザー講師規約】

#### 第1条 目的

セラピストのカウンセリングスキルを用いた問題解決能力、自己分析力を備えるヒプノアドバイザーを広く輩出するために、Mental Healing Academy Faith メンタルヒーリングアカデミーフェイス(以下 MHAF 又はアカデミーと表記)が実施する、ヒプノアドバイザー講師の認定その他必要な事項について定め、事業の振興に資することを目的とする。

#### 第2条 資格取得条件

1. ヒプノアドバイザー講師の資格は、アカデミーの主催する1日ヒプノアドバイザー取得講座を受講した後、アカデミーの定めるヒプノアドバイザー講師養成講座を受講して試験に合格する等、一定の基準を満たした修了者のみに与えられる。
2. ヒプノアドバイザー講師は、資格取得後、更新の必要はないが、随時、資質向上の為、追加講座を受講できる。受講内容はアカデミーの講師と相談の上、その都度決めることができる。受講料金は1時間10,000円、15分延長するごとに2,500円を追加するものとする。

### 第3条 活動範囲

1. ヒプノアドバイザー講師は、本人の責任において自由な方法でセミナー・講座を開催し、修了者に講師名で修了証・認定証を発行することができる。ただし、MHAFは一切の責任や義務を負わないものとする。
2. ヒプノアドバイザー講師は、本人主催のセミナー・講座・認定等の料金を自由に設定できるものとする。ただし、アカデミーの主催する1日ヒプノアドバイザー取得講座受講料50,000円を上回る設定はできないものとする。

### 第4条 義務

1. ヒプノアドバイザー講師は、職責の重要性を認識し道徳に反する業務はしてはならない。
2. ヒプノアドバイザー講師は、アカデミーの【ヒプノアドバイザー講師規約】及び【講師倫理】を遵守しなければならない。
3. ヒプノアドバイザー講師は、その資質向上の為に常に最善の研究と努力を払わなくてはならない。
4. ヒプノアドバイザー講師に講師規約及び倫理に抵触する行為があった場合は、アカデミーの審議を経てその資格を剥奪し、アカデミーの認定ヒプノアドバイザー講師としての活動はできないものとする。
5. 業務上の損失や損害に対する一切の責任や義務は、個々のヒプノアドバイザー講師が有するものとする。

### 第5条 倫理

1. ヒプノアドバイザー講師は、本倫理綱領を遵守しなければならない。
2. ヒプノアドバイザー講師は、自らの自我の向上に努めなければならない。
3. ヒプノアドバイザー講師は、自らの能力と技術の限界をわきまえ、常に謙虚な態度で物事に臨まなければならない。
4. ヒプノアドバイザー講師は、本目的から逸脱するような講座及びアカデミーの名誉を傷つけるような講師活動を行ってはならない。
5. ヒプノアドバイザー講師は、高度の水準を保つよう常に努力しなければならない。
6. ヒプノアドバイザー講師は、その立場から知り得たアカデミーのテキスト・パンフレット・CD・DVD・諸データ等をアカデミーの事前許可なしに使用することはできない。違反した場合はMHAFの提示する違約金を支払うものとする。

### 第6条 その他

本規約の内容は、予告なしに変更または削除することがあることをあらかじめご了承ください。

## 【PBH(カナダの催眠療法協会)ヒプノセラピスト資格認定証を取得する為の規約】

#### 【認定許可】

- ・当アカデミーは、PBH(カナダの催眠療法協会)認定のヒプノセラピスト養成スクールです。

#### 【資格取得条件】

- ・アカデミーの「プロ養成ヒプノセラピスト養成講座」の全カリキュラムを修了したスクール生のうち、希望者は別途申込みによりPBH認定ヒプノセラピストの資格を取得することができます。
- ・アカデミーの「プロ養成ヒプノセラピスト養成講座」の全カリキュラムを修了したスクール生が取得できるPBHの資格認定は、「ライフタイムメンバーシップ」であり、一度取得すれば入会後の個人での更新手続きは不要になります。

#### 【資格認定取得料】

- ・資格認定の申込みはアカデミーが用意した書類に記入し申請します。諸費用はPBH認定料(PBHへ送金)と手数料(事務手数料、送料)の合計55,000円です。(カナダの催眠療法協会への入会はスクール生の任意であり、講座受講料には含まれておりません。)
- ・PBH認定料は、為替変動により改定する場合がございます。

#### 【資格認定証取得手続きについて】

- ・PBH認定の手続きはアカデミーが代行します。認定証はPBHからアカデミーへ送られ、氏名等確認の後アカデミーから申請者の元へご郵送いたします。
- ・「プロ養成ヒプノセラピスト養成講座」の全カリキュラムを修了したスクール生からPBHへの申込書と資格認定取得料をアカデミーが受領した時点で、正式な申込みとします。正式な申込み後、アカデミーは迅速に手続きを開始いたします。よって、正式な申込み後の資格認定取得料の返金は一切いたしません。
- ・PBHへの申込みから認定証が届くまでの期間は、1か月～数か月かかります。
- ・海外からの郵送途中のトラブルにより、認定証が紛失等した場合は責任の所在を明らかにし再発行の手続きをいたします。

#### 【資格認定証取得のための授業料について】

- ・PBH認定を目的に、「プロ養成ヒプノセラピスト養成講座」の全カリキュラムの受講を開始したが、受講途中でPBHが解散等何らかの理由により資格認定が出来なくなり、資格認定取得が不可能なことが明らかになった場合、既に受講した日数については払い戻されません。

#### 【「Code of Ethics」(PBHの倫理綱領)の順守】

- ・PBH認定セラピストは、認定後「Code of Ethics」(PBHの倫理綱領)及びアカデミーの「コース修了後の規約」を守る義務が課せられ、さらに「Code of Ethics」(PBHの倫理綱領)及びアカデミーの「コース修了後の規約」を順守したセラピストとして活動することに同意したものと見なされます。

#### 【罰則規定及び免責事項】

- ・「Code of Ethics」(PBHの倫理綱領)及びアカデミーの「コース修了後の規約」に違反した場合は、PBH認定資格が剥奪されることがあります。
- ・コース修了後にセラピストとして行うセラピー及び個人的活動は、全て自分自身で責任を負うものとし、PBH・MHAF・TBT及び関係する個人や法人は一切関知しません。

## 【Code of Ethics】

- ・Maintain and uphold the standards of professional practice, as stated in the "Professional Code of Rights and Responsibilities," and in this "Code of Ethics."
- ・Conduct hypnotherapy sessions in a professional manner and in a professional setting.
- ・Uphold the dignity of the client at all times.
- ・Protect and uphold client confidentiality, as noted in the "Professional code of Rights and Responsibilities." Possible exceptions include:
  - When permission has been granted in writing by the client on file.
  - When the client's, or another person's life is at risk for withholding private information.
  - Information will then only be released to the proper authorities, such as the police, and/or child protective authorities.
  - By court order.
- ・A member shall maintain only professional contact between hypnotherapist and client, during the course of therapy.
- ・Members will act with professional respect towards other members of the Professional Board of Hypnotherapy, and other professionals they may

- come in contact with.
- Members will maintain the standards of their profession and will keep up-to-date with relevant material in their chosen professional field.
- Members will only work within their realm of training and knowledge acquired through quality hypnosis certification schools.
- A member will provide referrals to other qualified professionals when indicated. Members shall also acquire the referral, or permission for treatment of licensed professionals when indicated.
- Above all, members will abide by the laws of the land in relation to the practice of hypnotherapy in their Province, State, or Country.

#### ザ・プロフェッショナル・ボード・オブ・ヒプノセラピー(催眠療法カナダの協会) 倫理綱領

- 「権利と責任のプロフェッショナルコード」、およびこの「倫理綱領」の中で述べられるように、専門的な療法の基準を維持、保持してください。
- 専門的な方法、専門的なセッティングで催眠療法セッションを行ってください。
- いつでもクライアントの尊厳を守ってください。
- 「権利と責任のプロフェッショナルコード」の中で唱われているように、以下の例外を除き、クライアントの秘密性を順守してください。
- 依頼人により書面にて許可を得たとき。
- クライアント、あるいは他のクライアントの生活が個人情報の保留により危険にさらされる場合、情報は裁判所命令によって、関係当局(例えば警察や幼児保護当局)に公表されます。
- 療法中は、催眠療法士としての専門的な立場でクライアントと接触します。
- メンバーは、プロフェッショナル・ボード・オブ・ヒプノセラピーの他のメンバーや他分野の専門家に対し、プロとしての敬意を表し接してください。
- メンバーはそれぞれの分野で専門性を維持し、適切な情報により最新のものへ更新してください。
- メンバーは、ヒプノセラピー認定校で習得した技術と知識の範囲内でセラピーを行ってください。
- 要請があった時、メンバーは他の資格者に人材提供します。要請があった時、メンバーは他の人の紹介、または有資格専門家の紹介を受けることができます。
- とりわけ、メンバーは、催眠療法の実行に関して、州、国の法律を固守するものとします。

#### 【セラピーご利用条件】

##### 【セラピーについて】

ヒプノセラピーやイメージングセラピーは医療行為ではなく投薬や診断といった治療はおこないません。(健康保険等のご利用いただけません) ヒプノセラピーでは心理的な見地からご相談者の感情や問題を理解し、セラピーをとおして、ご相談者自身によって問題を乗り越えていけるように導きます。セッションは1回ごとに完結となり、ご自分の意思で継続される場合もその都度のお申込になります。基本的にメール・電話・手紙等でのアフターサービスはしていません。セラピストは様々なご相談に可能な限り応えますが、常識的にセラピーやセラピストの枠を越えた要望には応じられません。セラピーは心的安定をサポートし様々な心身の不調に対して効果がありますが、全ての心の問題・悩み・症状に対処できるわけではありません。現在医師の診断を受けている方は必ずお申し出下さい。また、医師の指示に従い継続して医療機関にて投薬などの治療による症状のコントロールを優先していただき、症状によってはセラピーのお申し込みをお受けできない場合もございます。セラピストの判断によりご本人に確認の上セッションを録音し記録する場合がございます。セラピーは如何なる宗教・政治団体とも一切関係はございません。

##### 【プライバシーについて】

セラピストは個人情報及び相談内容等について守秘義務を負い、第三者に情報を開示することはありません。

##### 【ご予約について】

特別な事由がない限りセラピスト・相談者共にセラピーの予約時間を厳守する事とします。

##### 【キャンセルについて】

料金はセラピー当日に直接セラピストに現金でお支払いいただけます。キャンセル料については2日前までは無料です。前日キャンセルは予約された利用料金の半額、当日キャンセルは全額の料金をご負担頂きます。キャンセル料につきましては指定口座にお振込みいただくか、ご持参いただけます。指定口座は後日セラピストからご連絡させていただきます。セッション終了後のご返金はしていません。

#### 【Top Board of Therapists／TBT(トップセラピスト協会)】

トップセラピスト協会 会則

##### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、トップセラピスト協会 Top Board of Therapists／TBT(以下「本会」という)と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を東京都港区港南 2-12-28・2906 (株)トップ内 トップセラピスト協会 に置く。

(目的)

第3条 本会は、高いスキルを持つセラピストやアドバイザーの育成と確立に努め、セラピー及び心身に関わる様々な分野の普及と発展を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) セラピスト、アドバイザーに関する学術技能の振興に関すること。
- (2) セラピスト、アドバイザー相互の親睦、交流に関すること。
- (3) 講演会、セミナー、ワークショップの主催に関すること。
- (4) クライアントへの情報提供、広報活動に関すること。
- (5) TBT 認定 MHAF セラピスト養成コース及びヒプノアドバイザー養成コースに関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業。

##### 第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は正会員、賛助会員からなる。

(正会員)

第6条 正会員は、MHAF ヒプノセラピスト養成コースで、1日講座又は Master 講座以上を修了し、さらに TBT 認定セラピストを希望し認定証を受け本会の趣旨に賛同するものとする。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、これを援助する個人又は団体とする。

(入会及び資格)

第8条 本会に正会員として入会しようとする者は、TBT 認定セラピスト及び TBT 認定ヒプノアドバイザーの認定証を受けた者。及び第7条の賛助会員として入会を希望する者に限る。入会に当たっては、所定の手続きを経て理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第9条 1項 会員は、別に定めるところにより入会費を納入しなければならない。ただし会費は無料とする。

2項 既納の入会費その他の搬出金品は如何なる理由があろうとも返還しない。

(資格喪失)

第10条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会。
2. 後見または保佐の開始。
3. 死亡及び失踪宣告。
4. 除名。(会員にして不適当と認められたる者は、委任状を含めた理事数の過半数以上の議決により除名することができる。)

第3章 組織

(役員の種類)

第11条 本会は次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	若干名
理事	若干名
監査役	若干名

(役員を選任)

第12条 理事長は原則として株式会社トップ(東京都港区港南2-12-28・2906)の代表取締役が就任し、副理事長・理事・監査役は委任状を含めた理事数の過半数以上の議決によりこれを選任する。

第13条 理事長を除く役員任期は2年とし、再選再任を妨げない。

第14条 理事長を含めた役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のあった場合はその任期中であっても、委任状を含めた理事数の過半数以上の議決によりこれを解任することができる。

第4章 会議

(総会)

第15条 総会は理事長が必要と認めた時、その都度召集する。

第16条 総会の議長は理事長とする。

第17条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。但し当該議事に関しあらかじめ委任状を提出した者は出席者とみなす。

第18条 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決するものとする。

(理事会)

第19条 理事会は必要に応じて理事長が招集し議長となり、会務運営上必要な事項に関し審議議決する。

第20条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。但し当該議事に関しあらかじめ委任状を提出した者は出席者とみなす。

第21条 理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決するものとする。

第5章 会則の改正

(会則の改正)

第22条 本会則は理事会に於いて理事過半数以上の議決を経て改正できるものとする。

(会則の発効)

第23条 本会則は、2007年2月14日より適用する。

(付則)

第24条 2016年4月22日 一部改正